

## 使用者の立場から



坂下 多身\*

ご紹介にあずかりました経団連の坂下です。私からは、今年のILO総会で使用者側は何を考えて対応してきたかということと、さきほど政府側からも言及がありましたILO事務局の用意したブラウンレポートに対する使用者側の考えをご紹介します。

### 使用者側の基本的スタンス

今年の総会における使用者側の基本的なスタンスとしては、第一に、文書の形式を「条約」ではなく、拘束力のない「勧告」にすべきだと強く主張しました。その理由は、そもそもプラットフォーム経済を規制していくという十分な合意があったのか、疑問があったからです。また、拘束力のある「条約」にしますと、地域ごとの多様な状況に対応できなかつたり、中小企業にも悪影響を与え、経済成長を阻害する要因にもなりかねないので、「勧告」にすべきと主張しました。同条約に限ってのことではないのですが、基本的に各国政府が自国の状況に適した政策を実施できることが重要であると考えており、拘束力のある「条約」ではなく、「勧告」にすべきであることを主張しました。

第二の基本スタンスとして、プラットフォーム経済に関する国際労働基準は、加盟国の現行法制を尊重したものにすべきだと主張しました。各国は、既にさまざまな法規制や商取引法を整備しており、自営業者と雇用されている労働者に対する必要な対応はすでになされていると認識しています。そういったものは尊重されるべきであり、新しい条約ができ、批准したことで、これまで取り組んできた法規制や政策を大きく変えなければならなくなることは、悪影響が大きいと考えています。この点は、使用者側だけではなく、多くの参加者が共通の認識だったのではないかと思います。

プラットフォーム経済において、プラットフォームerのもとでアプリを使って働いている方々の多くは、雇用関係のある労働者ではなく、自営業者になります。そういった自営業者は、いつ、ど

---

\*坂下多身（さかした・かずみ） 経団連（日本経済団体連合会）労働法制本部統括主幹。1997年に日本経営者団体連盟に入職。国際労働政策本部、広報本部を経て、2021年より日本経済団体連合会労働法制本部首席主幹。現在は同本部統括主幹。労働基準法、労働安全衛生法、労働委員会、国際労働（ILO等）を担当。

ここで、どのように働くかは自由であり、そういった自由を強く志向される方々が働いておられます。なかには非常に厳しい状況に置かれていたり、ダブルワーク、トリプルワークをしないと生活できないような方もいらっしゃるかもしれません。しかし、高いスキルを活かし、アプリのマッチングを使い、自分の可能性をどんどん広げて活躍されているような方もいらっしゃいます。現場の実態は実に多様なのです。そういった自営業者が多いことと、多様性をしっかり認識する必要があるということです。

規制モデルは、国によって異なるため、プラットフォームに対して過度に細かい規制を課すことは、柔軟性・自主性を求める自営業者を含む多くの人々にとって、悪影響となり得ます。たとえば、EUには、プラットフォームに関するダイレクティブがあります。各国がそれに合わせた法整備を検討していると聞いています。そういった国もあれば、たとえばマレーシアやシンガポールなどは、雇用労働者でもなく自営業者でもない第3カテゴリーとしてプラットフォーム・ワーカーを位置付ける法整備をしています。さきほど労働者側からも説明があったように、スペインであればライダー法があるわけで、そういった各国の対応がきちんと尊重されなければなりません。

第三の基本スタンスは、技術革新とデジタル化の推進についてです。デジタルプラットフォームはさまざまなサービス、労働を提供しています。たとえば、諸外国、特にグローバルサウスなどをみると、政府の管轄に入っていないインフォーマル経済などにおいて厳しい働き方を強いられている方々がたくさんいます。この問題は、ILOの大きなチャレンジになっています。デジタルプラットフォームを通じて働くデジタルプラットフォーム・ワーカーは、デジタルプラットフォームのなかで管理されるので、インフォーマル経済で働く人たちに比べれば、雇用契約を結んでいる人は労働法が適用されますし、自営業の方々においても、インフォーマル経済よりも望ましい働き方が実現できていると認識しています。

そういった、いま新しく生まれている働き方、一定の保護がある働き方を、仮に、過度な規制をかけて、このビジネス自体が継続できないような状況にすると、かえって就労機会を失うことになります。デジタルプラットフォームは、技術を活用することで、辺境の農村地域を含め、労働やサービス提供へのアクセスを改善できるといった利点もあり、大きな就労機会の喪失につながる恐れがあることを懸念しているところです。

### 総会での討議内容

続いて、今年の総会で使用者側が何を主張したかについてご紹介します。ILO事務局は78項目の結論案を示しましたが、採択・コンセンサスに至ったのは、「簡素化された修正手続き」という、事務局案にあったものが使用者側の主張により削除されたことを含めても、11項目だけです。残された個別論点を見ると、雇用分類、雇用関係、報酬、労働安全衛生、そして自動意思決定システムといった、議論が難航することが容易に想定されるものばかりです。コンセンサスが11項目しか得られなかったということは、これまでのILOの条約・勧告等をつくる会議のなかで、これほど進捗が悪いものはないと認識しており、これからどうなるのか懸念します。

## ブラウンレポートへの見解

来年の総会の議論に大きな影響を及ぼすのが、ILO事務局が提示したブラウンレポートへの対応です。ブラウンレポートには、条約と勧告の案が示されており、各国政府と使用者側、労働者側に広く意見が求められています。その条約と勧告の案文をみると、これまで13%しか議論が進まなかった今年の総会の状況を踏まえ、国際文書は原則（プリンシプル）に沿ってフレキシブルな内容にしてはどうか。それがコンセンサス、全体の合意だろうということで、中身はそういった原則ベースのものになっています。

ただ、使用者側の立場からみると、雇用関係や自動化システムのところや、安全衛生といった重要な項目については、相変わらず長い文章が残っているので、それらに対してはさまざまな意見が出てくると思います。

1回目の今年の総会で、各国政府・労使は、各78項目に対し修正案を出しています。ILOのWebサイトを見ていただくと、ものすごいページ数の修正案が出ていて、各側がどういった主張をしているかは、それらを見ていただくと分かります。中身は真っ向から対立しています。これを1個1個議論していくと、おそらく今年と同じように議論が進まず、結論に至らないのではないかと懸念します。

したがって、本当にこの条約を来年採択するというのであれば、ILO事務局が示しているとおり、原則に沿った国際文書、各国が自国の状況を踏まえて柔軟に対応できる国際文書にどれだけできるかが、今後の大きな鍵になるだろうと考えています。

使用者側としても、労働者側が主張するような、プラットフォームを通じて働いている方々のディーセント・ワークの実現は非常に重要だと認識しています。異論はまったくありません。その実現のために各国はいろいろな対策を取っています。各国の対応がしっかり反映できるような、既存の取り組みが尊敬されるような条約の実現に向け、来年も取り組んでいきたいと思います。

以上で私の説明を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）